

岩手県県税条例をここに公布する。

令和3年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

岩手県県税条例

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条－第8条）

第2節 賦課徴収（第9条－第26条）

第2章 普通税

第1節 県民税（第27条－第39条）

第2節 事業税（第40条－第52条）

第3節 地方消費税（第53条）

第4節 不動産取得税（第54条－第66条）

第5節 県たばこ税（第67条・第68条）

第6節 ゴルフ場利用税（第69条－第82条）

第7節 軽油引取税（第83条－第93条）

第8節 自動車税（第94条－第114条）

第9節 鉱区税（第115条－第118条）

第10節 固定資産税（第119条－第121条）

第3章 目的税（第122条－第126条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、県税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする

。

(法令の適用)

第2条 県税(第2章及び第3章に係るものを除く。)の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)その他の法令(以下「法令」という。)の定めるところによる。

(用語)

第3条 この条例で使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法、政令及び総務省令で使用する用語の例による。

(税目)

第4条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

(1) 普通税

ア 県民税

イ 事業税

ウ 地方消費税

エ 不動産取得税

オ 県たばこ税

カ ゴルフ場利用税

キ 軽油引取税

ク 自動車税

ケ 鉱区税

コ 固定資産税

(2) 目的税

狩猟税

(広域振興局長に対する知事の権限委任)

第5条 知事は、徴収金(県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。以下同じ。)の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、局長(県税の課税地を管轄する広域振興局長をいう。以下同じ。)に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

(1) 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係都道府県知事が意見を異にする場合における知事の職務及び権限に属する事項

(2) 県税の課税地が2以上の広域振興局の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項

(3) 県税に係る過料処分に関する事項

(4) 軽油引取税の特約業者及び仮特約業者の指定又は指定の取消しに関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、徴収の嘱託を受けた他の都道府県又は市町村に係る徴収金の徴収に関しては、当該徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産（次条において「財産等」という。）の所在地を管轄する広域振興局長に委任する。

3 知事は、法第20条の10の規定による納税証明書の交付については、第1項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた広域振興局長に委任する。

4 知事は、前3項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局長に指示することができる。

（徴収の引継ぎ）

第6条 局長は、財産等が、他の広域振興局の管轄区域内にある場合においてはその財産等の所在地を管轄する広域振興局長に、他の都道府県の区域内にある場合においては盛岡広域振興局長（規則で定める地域にある場合においては、知事）にその徴収の引継ぎをすることができる。

（行政手続条例の適用除外）

第7条 行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

（条例施行の細目）

第8条 この条例の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 賦課徴収

（課税地）

第9条 徴収金は、課税地において賦課徴収する。

2 前項の課税地は、別表第1に定めるところによる。

3 知事は、別表第1に定める課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同表の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

（申告書等の提出先）

第10条 法令の規定により知事に対し提出することとされている申告書、申請書、届出書その他の書類は、この条例又は規則に別段の定めがある場合を除き、局長に提出しなければならない。

(申告書等への個人番号等の記載)

第11条 法その他の地方税に関する法律及びこの条例に基づき知事又は局長に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、規則で定める場合を除き、当該書類に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載しなければならない。

(納税管理人)

第12条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第153条第1項、第190条第1項及び第745条第1項において読み替えて準用する法第355条第1項に規定する条例で定める地域は、課税地を管轄する広域振興局の所管に係る地域とする。

2 前項に規定する規定による申告又は申請をする者は、納税管理人を定める事由が生じた日から10日以内に、納税管理人の本籍地、住所又は居所、氏名及び納税義務者又は特別徴収義務者との関係を記載した申告書又は申請書に納税管理人となる者の承諾書を添付して、局長に提出しなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合も、同様とする。

3 前項に定める場合を除き、第1項に規定する規定による申告又は申請をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から10日以内に、申告書又は申請書を局長に提出しなければならない。

4 納税義務者又は特別徴収義務者は、法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第153条第2項、第190条第2項及び第745条第1項において読み替えて準用する法第355条第2項の規定による申請をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から10日以内に、その旨を局長に届け出なければならない。

5 局長は、第1項に規定する規定による申告があった場合において、その申告に係る納税管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(不申告に関する過料)

第13条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条第1項に規定する規定（同項に規定する規定による承認を受けている場合又は同条第4項に規定する規定による認定を受けている場合を除く。）、同条第2項若しくは第3項、第59条、第106条若しくは第117条又は法第72条の55、第74条の10、第160条、第177条の13若しくは第745条第1項において読み替えて準用する法第383条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(課税漏れ等に係る県税の取扱い)

第14条 課税漏れ等に係る県税又は詐偽その他不正の行為により免れた県税については、課税すべき年度の税率によってその全額を直ちに賦課徴収する。

(随時に課する県税等の納期)

第15条 随時に課する県税及び法の規定に基づいて徴収することとされている県税以外の徴収金の納期は、局長が定めるところによる。

(災害等による期限の延長)

第16条 知事は、県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、その理由のやんだ日から2月を超えてはならない。

2 局長は、災害その他やむを得ない理由により、前項前段に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときは、同項又は法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、その理由のやんだ日から2月を超えてはならない。

3 前項の申請をする者は、同項に規定する理由のやんだ日から2月以内に、期限の延長を受けようとする事項及び理由を記載した申請書に期限の延長を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

（徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第17条 局長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この条において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この条において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

2 局長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。

3 局長は、第1項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知するものとする。

4 前項の規定は、第2項の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額の変更について準用する。

（徴収猶予の申請手続等）

第18条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること、その該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細その他規則で定める事項とする。

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類その他規則で定める書類とする。

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細その他規則で定める事項とする。

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、資産及び負債の状況を明らかにする書類その他規則で定める書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、納期限、名称及び金額その他規則で定める事項とする。

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、徴収の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合における法第16条第4項の政令の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(徴収の猶予を受けた場合の差押財産の解除の申請手続)

第19条 法第15条の2の3第2項の規定により財産の差押えの解除を申請する者は、財産の差押えを受けた年月日その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第20条 第17条の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、資産及び負債の状況を明らかにする書類その他規則で定める書類とする。

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第21条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第17条の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細その他規則で定める事項とする。

4 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、資産及び負債の状況を明らかにする書類その他規則で定める書類とする。

5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする徴収金の年度、納期限、名称及び金額その他規則で定める事項とする。

6 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第22条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、同項の猶予に係る金額が50万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情があると局長が認める場合とする。

(徴収金の納付又は納入の手続)

第23条 納税者若しくは特別徴収義務者（法第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び法第16条第1項第6号に規定する保証人を含む。以下この条及び次

条において同じ。)又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合においては、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する広域振興局(第6条の規定に基づく徴収の引継ぎがあった徴収金については、その引継ぎを受けた広域振興局又は規則で定める県の機関)の出納員(規則で定めるものに限る。第25条において「出納員」という。)に納付し、又は納入することを妨げない。

(過誤納金の還付の請求手続)

第24条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入した徴収金について、過納又は誤納に係るものがあることを発見した場合においては、局長に対して還付の請求をしなければならない。

(予納の手続)

第25条 法第17条の3第1項各号に掲げる徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、予納しようとする徴収金の年度、事業年度、期又は月別及び名称その他規則で定める事項を記載した申出書を局長に提出しなければならない。

2 前項の徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、その予納しようとする金額(法第17条の規定により還付を受けるべき過誤納金(法第17条の4に規定する還付加算金を含む。))を予納しようとする金額に充てようとする場合には、その金額を除く。)を出納員に納付し、又は納入しなければならない。

(納税証明書の交付の請求手続及び手数料)

第26条 法第20条の10の規定による納税証明書(第114条及び第118条の規定による証明書を除く。)の交付を請求する者は、証明を受けようとする徴収金の年度及び名称その他規則で定める事項を記載した請求書を広域振興局長に提出しなければならない。

2 前項の納税証明書の交付を請求する者は、証明書1枚ごとに400円の手数料を納付しなければならない。この場合においては、税目それぞれについて政令第6条の21第1項第1号及び第2号、第3号、第5号並びに第6号に掲げる事項ごとに1枚の証明書であるものとし、その証明書が2以上の年度に係る徴収金に関するものであるときは、証明を受けようとする事項が未納の徴収金のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算するものとする。

3 既納の手数料は、還付しない。

第2章 普通税

第1節 県民税

(県民税の賦課徴収)

第27条 県民税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

(1) 課税客体 法第24条

(2) 課税標準 法第32条、第50条の3、第71条の5、第71条の27及び第71条の48

(3) 税率 法第50条の4、第71条の6、第71条の28及び第71条の49

(所得割の税率)

第28条 所得割の税率は、100分の4とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金)

第29条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの及び知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭とする。

(個人の均等割の税率)

第30条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。

(個人の県民税の賦課徴収状況に関する報告)

第31条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、個人の県民税の納税義務者数、個人の県民税額その他必要な事項を当該年度の6月30日までに局長に報告するものとする。

2 市町村長は、前項の規定による報告に係る事項に関し、当該年度の11月及び3月の各月末日現在における状況を当該各月の翌月15日までに局長に報告するものとする。

3 市町村長は、当該年度中の各月に納入申告書の提出された県民税の法第24条の5第1項に規定する分離課税に係る所得割（以下この項において「県民税の分離課税に係る所得割」という。）及び市町村民税の法第295条第1項に規定する分離課税に係る所得割に関し、県民税の分離課税に係る所得割の納税義務者数その他必要な事項を当該月の翌月10日までに局長に報告するものとする。

4 市町村長は、個人の県民税に係る徴収金を徴収した場合においては当該徴収した状況を徴収した月の翌月15日までに局長に報告するものとする。

5 市町村長は、毎年5月31日現在における県民税に係る滞納状況を毎年6月30日までに局長に報告するものとする。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第32条 市町村長は、4月、8月及び12月中に、規則で定めるところにより法第47条第1項の徴収取扱費として次項の規定により交付を受けるべき額を算定し、局長に報告しなければならない。

2 局長は、市町村長から、前項の規定による報告があった日から30日以内に、当該報告に係る徴収取扱費を交付するものとする。

(法人税割の税率)

第33条 法人税割の税率は、100分の1とする。

(法人の均等割の税率)

第34条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
-------	----

<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 法第24条第6項に規定する人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの</p>	年額 20,000円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 50,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 540,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 800,000円

（法人の均等割の課税免除）

第35条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないものに対しては、法人の均等割を課さない。

（利子割の特別徴収義務者の指定）

第36条 利子等の支払又はその取扱いをする者で県内に法第24条第8項に規定する営業所等（次条において「営業所等」という。）を有するものを利子割の特別徴収義務者として指定する。

（営業所等設置等の届出）

第37条 利子等の支払又はその取扱いをする者は、県内に営業所等を設けた場合においては、当該営業所等を設けた日から15日以内に、営業所等の名称及び所在地その他規則で定める事項を記載した届出書を局長に提出しなければならない。

2 利子割の特別徴収義務者は、営業所等の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更が生じた場合又は営業所等を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を局長に届け出なければならない。

（配当割の特別徴収義務者の指定）

第38条 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者）を配当割の特別徴収義務者として指定する。

（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定）

第39条 選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者として指定する。

第2節 事業税

（事業税の賦課徴収）

第40条 事業税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

（1） 課税客体 法第72条の2

（2） 課税標準 法第72条の12及び第72条の49の11

（法人の課税標準の区分経理の義務）

第41条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。）で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定により当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18第1項第2号に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同号に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 次に掲げる事業の区分のうち異なる2以上の区分の事業を併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

（1） 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業

（2） 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。第43条において同じ。）、保険業又は貿易保険業

（3） 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。第43条において同じ。）又は発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。同条において同じ。）

（鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人の付加価値額等の区分計算方法についての承認手続）

第42条 法第72条の24の5第3項の規定により承認を受けようとする法人は、区分計算の方法その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(法人の事業税の税率)

第43条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額（第3項及び第4項において「資本金等の額」という。）に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

(2) 法第72条の24の7第6項に規定する特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

4 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 法第72条の24の7第6項に規定する特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(法人の事業開始等の申告義務)

第44条 法第72条の2第1項の事業を行う法人は、事業を開始し、又は廃止した場合及び事務所若しくは事業所を設け、廃止し、又は移転した場合には、その事実が生じた日から10日以内にその旨を局長に申告しなければならない。

(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の手続)

第45条 法第72条の38の2第1項又は第6項の規定による徴収の猶予の申請をする者は、当該事業税の申告書を提出する際に、併せて納付すべき事業税の年度、事業年度、納期限並びに名称及び金額その他規則で定める事項を記載した申請書にその猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

2 法第72条の38の2第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により猶予を受けた期間の延長を申請する者は、猶予期間の延長を受けようとする事業税の年度、事業年度、納期限並びに名称及び金額その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(個人の課税標準の区分経理の義務)

第46条 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の12第1項ただし書の規定により当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額又は必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人の所得の区分計算方法についての承認手続)

第47条 法第72条の49の16第3項の規定により承認を受けようとする個人は、区分計算の方法その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(個人の事業税の税率)

第48条 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる事業を行う個人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第8項に規定する第一種事業を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額
- (2) 法第72条の2第9項に規定する第二種事業を行う個人 所得に100分の4を乗じて得た金額
- (3) 法第72条の2第10項に規定する第三種事業(次号に掲げるものを除く。)を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額
- (4) 法第72条の2第10項に規定する第三種事業のうち同項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

(個人の事業税の納期)

第49条 法第72条の51第1項に規定する条例で定める納期は、次のとおりとする。ただし、事業税額が1万円以下の場合においては、第1期の納期において、その全額を徴収する。

第1期 8月15日から同月31日まで

第2期 11月15日から同月30日まで

2 年の中途において事業を廃止した場合における個人が行う事業に対する事業税の納期は、前項の規定にかかわらず、局長が定めるところによる。

(個人の事業開始等の申告義務)

第50条 法第72条の2第3項の事業を行う個人は、事業を開始し、又は廃止した場合及び事務所若しくは事業所を設け、廃止し、又は移転した場合には、その事実が生じた日から10日以内にその旨を局長に申告しなければならない。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の求め)

第51条 局長は、法第72条の55第1項及び第2項の規定により申告すべき事項のほか、個人が行う事業に対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(個人の事業税の減免)

第52条 局長は、個人の事業税の納税義務者で、その所有に係る法第72条の49の12第8項に規定する資産につき災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害(第99条及び第113条において「災害」という。)で当該年度の初日の属する年(以下この条において「当該年」という。)において発生したもの(次項及び第3項において「災害」という。)により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。次項において同じ。)が当該資産の価格の2分の1以上であり、かつ、当該年の前年中の法第72条の49の12第1項から第5項までの規定により計算した事業の所得が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者が納付すべき当該

年の前年分の事業所得に係る個人の事業税の税額（次項において「減免対象税額」という。）について、次の表の左欄に掲げる当該年の前年分の事業所得の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減し、又は免除する。

当該年の前年分の事業所得	軽減又は免除の割合
500万円以下であるとき	10分の10
500万円を超え750万円以下であるとき	2分の1
750万円を超えるとき	4分の1

- 2 局長は、個人の事業税の納税義務者で、その者（法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、かつ、当該年の前年中の同項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第34条第11項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第34条第11項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）が500万円以下であるものに対しては、申請により減免対象税額の2分の1に相当する額を軽減する。
- 3 前2項の規定により事業税の減免を受けようとする者は、災害後最初に到来する納期限（当該年の前年分の事業所得に係る個人の事業税の最終の納期限が既に到来している場合にあっては、災害を受けた日から60日を経過する日）までに、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

第3節 地方消費税

第53条 地方消費税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

- (1) 課税客体及び課税標準 法第72条の78
- (2) 税率 法第72条の83

第4節 不動産取得税

（不動産取得税の賦課徴収）

第54条 不動産取得税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

- (1) 課税客体 法第73条の2
- (2) 課税標準 法第73条の13

（総務省令第7条の3第4項並びに第7条の3の2第4項及び第5項に規定する補正の方法の申出）

第55条 総務省令第7条の3第4項並びに第7条の3の2第4項及び第5項に規定する補正の方法を申し出る者は、第59条第1項の申告書を提出する際に、併せて局長に申し出なければならない。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第56条 法第73条の14第1項及び第3項の規定による控除は、当該住宅の取得者から当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り行うものとする。

2 前項の申告をする者は、住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積その他規則で定める事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、法第73条の14第3項の規定により控除を受けようとする者は、当該申告書に同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。

3 法第73条の14第11項から第13項までに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(不動産取得税の税率)

第57条 不動産取得税の税率は、100分の4とする。

(不動産取得税の納期)

第58条 不動産取得税の納期は、局長が定めるところによる。

(不動産取得に係る申告義務等)

第59条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、局長に提出しなければならない。

2 法第73条の18第1項に規定する条例で定める事項は、不動産を取得した年月日及び事由その他規則で定める事項とする。

3 法第73条の4から第7条までの規定に該当する者は、第1項の申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足りる権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

4 局長は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めることができる。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第60条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格及び固定資産課税台帳登録後における当該不動産に係る増築、改築、損壊その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を、併せて局長に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第61条 法第73条の24第1項から第3項までの規定による減額は、当該土地の取得者から当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り行うものとする。

2 前項の申告をする者は、土地の所在、地番、地目及び地積その他規則で定める事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において

、法第73条の24第2項及び第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書にこれらの規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する不動産取得税の減額等の申告)

第62条 法第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項及び第73条の27の7第1項の減額又は免除の申告をする者は、減額又は免除を受けるべき額その他規則で定める事項を記載した申告書にこれらの規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告)

第63条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の6第2項の申告をする者は、第59条第1項の申告書を提出する際に、規則で定めるところにより、徴収猶予に係る申告書を併せて局長に提出しなければならない。

(住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の還付の申請)

第64条 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請をする者は、還付を受けるべき額その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(不動産取得税の課税免除)

第65条 次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第2項に規定する公民館又は同法第42条に規定する公民館に類似する施設として、専らその本来の用に供するための不動産の取得
 - (2) 土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第7条第3項に規定する事業の用に供する土地を取得したときにおける当該土地の取得
 - (3) 公益社団法人又は公益財団法人でその出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされているものが、その本来の業務のために譲渡する目的で前号に規定する事業の用に供する土地又は法第73条の5の政令に規定する不動産を取得したときにおける当該不動産の取得
- 2 前項の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、第59条第1項の申告書にその免除を受けようとする事由を記載した免除申請書を添付して、局長に提出しなければならない。

(不動産取得税の減免)

第66条 局長は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、当該各号に定める価格に第57条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

(1) 災害により、滅失し、又は損壊した不動産（次号に掲げる不動産の取得として既に不動産取得税の減免を受けたものを除く。以下この号及び次項において「被災不動産」という。）に代わるものと局長が認める不動産の取得（当該滅失又は損壊の日から2年以内に行われる取得に限る。） 被災不動産の滅失又は損壊の直前における価格

(2) 取得した不動産がその取得の直後に災害により滅失し、又は損壊した場合における当該不動産の取得 当該不動産の滅失又は損壊の直前における価格

2 知事は、災害復旧の事業の状況その他のやむを得ない事情により、被災不動産の滅失又は損壊の日から2年以内の被災不動産に代わる不動産の取得が困難であると認めるときは、災害を指定して、必要があると認められる期間に限り、前項第1号に規定する期間を延長することができる。

3 第1項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、納期限（同項第2号に規定する不動産の取得であって当該期限により難しい場合にあっては、別に定める日）までに、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

第5節 県たばこ税

（県たばこ税の賦課徴収）

第67条 県たばこ税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

(1) 課税客体 法第74条の2

(2) 課税標準 法第74条の4

(3) 税率 法第74条の5

（県たばこ税の普通徴収の方法による場合の納期）

第68条 法第74条の9ただし書の規定により県たばこ税を普通徴収の方法によって徴収する場合における納期は、局長が定めるところによる。

第6節 ゴルフ場利用税

（ゴルフ場利用税の賦課徴収）

第69条 ゴルフ場利用税の課税客体及び課税標準については、この条例に定めるもののほか、法第75条の規定その他の法令の定めるところによる。

2 ゴルフ場利用税の税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令の定めるところによる。

（ゴルフ場利用税の税率）

第70条 ゴルフ場利用税の税率は、次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

等 級	税 率
1 級	1 人 1 日につき 1, 200円
2 級	1 人 1 日につき 1, 100円
3 級	1 人 1 日につき 1, 000円

4級	1人1日につき	900円
5級	1人1日につき	800円
6級	1人1日につき	700円
7級	1人1日につき	600円
8級	1人1日につき	500円
9級	1人1日につき	400円

2 前項の表の左欄に掲げる等級の適用区分は、ゴルフ場の規模及び利用料金を基準として、規則で定める。

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

第71条 ゴルフ場の利用が次の各号のいずれかに該当する場合で、その利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して100分の20（第3号に掲げるゴルフ場の利用にあつては、100分の50）以上軽減されているゴルフ場で局長が指定するものの利用であるときは、当該利用に対するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 年齢65歳以上70歳未満の者のゴルフ場の利用

(2) 公益財団法人日本ゴルフ協会（以下この号において「協会」という。）又は協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会その他これに類するもので局長が認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴルフ場の利用（競技として利用する場合に限る。）

(3) 早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用で規則で定めるもの

2 前項又は法第75条の2、第75条の3若しくは附則第12条の2の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の特別徴収義務者に対して、規則で定める申出書を提出するとともに、同項第1号又は法第75条の2各号に掲げる利用にあつてはこれらの規定の適用があるべきことを証明する書類を提示し、同項第2号若しくは法第75条の3各号に掲げる利用又は法附則第12条の2に規定する利用にあつてはこれらの規定の適用があるべきことを証明する書類を提出しなければならない。

(特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定等)

第72条 前条第1項の局長の指定を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書を局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係るゴルフ場が前条第1項の要件を備えるものと認めるときは、当該ゴルフ場を指定するとともに、その旨を当該ゴルフ場の特別徴収義務者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた特別徴収義務者は、規則で定めるところにより、その旨を当該ゴルフ場のうち公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

4 第2項の通知を受けた特別徴収義務者は、当該ゴルフ場が前条第1項の要件を欠くこととなつた場合においては、遅滞なく、局長にその旨を申告しなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の指定)

第73条 ゴルフ場の経営者その他ゴルフ場利用税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものをゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定する。

(ゴルフ場利用税の利用料金の表示義務)

第74条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、その徴収すべきゴルフ場利用税に係るゴルフ場のうち公衆の見やすい箇所に利用料金及び特別徴収すべきゴルフ場利用税額を表示しなければならない。

(ゴルフ場利用税の利用料金の表示義務に関する罪)

第75条 前条の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(ゴルフ場利用税の納期限等)

第76条 法第83条第2項に規定する条例で定める納期限は、毎月の初日から末日までの間において徴収すべきゴルフ場利用税について、翌月10日とする。ただし、ゴルフ場を廃止したときは、その廃止した日から起算して5日を経過する日とする。

2 法第83条第2項に規定する条例で定める事項は、第71条第1項各号に掲げる利用その他の利用ごとの人員、税率及び税額とする。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等)

第77条 第73条の規定によりゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定された者は、ゴルフ場の開設の日の5日前までに、そのゴルフ場ごとの特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。登録をした事項に変更を生じた場合は、その旨を変更を生じた日から5日以内に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書(次項及び第4項において「登録申請書」という。)には、ゴルフ場の所在地及び名称その他規則で定める事項を記載しなければならない。

3 局長は、登録申請書を受理したときは、その申請をした者に対し規則で定める証票を交付するものとする。

4 ゴルフ場の経営を継承したゴルフ場利用税の特別徴収義務者が提出すべき登録申請書には被継承者の連署を必要とする。

(ゴルフ場利用税の記帳及び保存の義務)

第78条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、帳簿を備えて、毎日次に掲げる事項を記載し、これを保存しなければならない。

(1) 利用の年月日、人員数及びその料金

(2) ゴルフ場利用税額

(帳簿の電磁的記録による保存等)

第79条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前条の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる

記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条及び第81条において同じ。)の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第80条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、第78条の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。次項及び次条において同じ。)による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 前条の規定により第78条の帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えているゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該帳簿の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存等の特例に関する条例の規定の適用)

第81条 前2条に規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。

(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存等の特例に関する規則への委任)

第82条 前3条に定めるもののほか、電子計算機を使用して作成する帳簿の保存等の特例に関し必要な事項は、規則で定める。

第7節 軽油引取税

(軽油引取税の賦課徴収)

第83条 軽油引取税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

(1) 課税客体及び課税標準 法第144条の2

(2) 税率 法第144条の10

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定等)

第84条 元売業者又は特約業者その他軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものを軽油引取税の特別徴収義務者として指定する。

2 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等)

第85条 前条第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の5日後までに、その引渡しに係る軽油の納入

が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がされている場合においては、この限りでない。

- 2 前項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、特別徴収義務者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び住所）その他規則で定める事項を記載しなければならない。
- 3 登録特別徴収義務者（法第144条の15第2項の規定による登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。
- 4 局長は、登録特別徴収義務者から法第144条の15第2項の規定による登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
- 5 局長は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
 - (1) その事務所又は事業所が所在しなくなったこと。
 - (2) 1年以上軽油の納入が行われなかったこと。
- 6 局長は、前2項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。
(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第86条 局長は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち管轄区域内に事務所又は事業所を有する者に対し、事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課された者であることを証する法第144条の16第1項の総務省令に規定する証票を交付するものとする。

(免税証に記載された販売業者以外の販売業者からの免税軽油の引取り)

第87条 法第144条の21第1項に規定する免税軽油使用者（以下この条及び第93条において「免税軽油使用者」という。）が、同項に規定する免税証（第89条において「免税証」という。）に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合において、他の販売業者から同項に規定する免税軽油（同条において「免税軽油」という。）の引取りを行ったときは、免税軽油使用者は、当該免税証に氏名又は名称及び当該他の販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(免税軽油使用者証の手数料)

第88条 法第144条の21第2項に規定する免税軽油使用者証（次条において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受ける者及びその交付を受けた後において当該免税軽油使用者証の有効期間内にそれを紛失し、又は損傷したために再交付又は書換えを受ける者は、その交付、再交付又は書換えのそれぞれについて400円の手数料を納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、還付しない。

(免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例)

第89条 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた

免税証により引取りを行った免税軽油をいう。)の数量が規則で定める数量未満であることその他の規則で定める要件に該当する者については、法第144条の27第1項に規定する報告書の提出の期限は、同項の規定にかかわらず、当該免税証の有効期間の末日の属する月の翌月の末日とする。

(軽油引取税の徴収猶予)

第90条 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする者は、納入すべき徴収金の年度その他規則で定める事項を記載した申請書にその猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

2 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予については、第19条の規定を準用する。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第91条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の30第1項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する場合には、同項の申請に用いる申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第92条 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の返還があった場合において法第144条の31第1項の規定により当該軽油の引取りが行われなかったものとみなされるときは、当該軽油の返還があった日から1月以内に、規則で定める届書を局長に提出しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める申請書を局長に提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証明する書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油を引取り後において免税用途に供した場合における措置)

第93条 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による局長の承認を受けようとする場合には、規則で定める申請書にその記載した事項の事実を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の承認をした場合には、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付するものとする。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める申請書に前項の承認書又は同条第5項の規定による他の都道府県知事の承認を得たことを証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

第8節 自動車税

(自動車税の賦課徴収)

第94条 自動車税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

(1) 課税客体 法第146条

(2) 課税標準 法第156条

(3) 税率 法第157条

(環境性能割の納付の方法)

第95条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は第161条第1項の規定により環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第160条第1項に規定する申告書に証紙代金収納計器（次条及び第102条において「収納計器」という。）によって当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項及び第3項において同じ。）に相当する金額の表示（次項及び次条において「環境性能割納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

2 環境性能割の納税義務者が前項に規定する申告書に環境性能割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、環境性能割額に相当する現金を納付したときは、局長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって環境性能割納税証紙印に代えることができる。

3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) 法第161条第2項の規定により環境性能割額を納付する場合

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録（第104条及び第105条において「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（第98条及び第105条において「移転登録」という。）の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項に規定する申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合

(環境性能割納税証紙印の形式等)

第96条 環境性能割納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 環境性能割納税証紙印は、知事の指定する収納計器の取扱人（以下この条及び次条において「収納計器取扱人」という。）において押印するものとする。

3 収納計器取扱人は、前項に規定する押印をするときは、あらかじめ県から収納計器を始動させるために必要な票札（次条及び第103条において「始動票札」という。）を買い受けて行うものとする。

4 知事は、第2項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消したときも、同様とする。

5 前3項に定めるもののほか、環境性能割納税証紙印の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(始動票札)

第97条 始動票札の形式は、規則で定める。

2 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札とこれを交換することができない。ただし、始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき、前条第4項後段の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、始動票札の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割の課税免除)

第98条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に規定する者が運転する軽自動車に軽自動車税の環境性能割の減免を受けた者又は同号に掲げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受けた者(当該免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。)に係る自動車については、この限りでない。

(1) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下この条及び第110条において「身体障害者」という。)若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下この号及び同条において「精神障害者」という。)若しくは身体障害者若しくは精神障害者(以下この条及び第110条において「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車(当該身体障害者等が取得する場合(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合(当該精神障害者が運転する場合を除く。))には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)に限る。)又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車(当該世帯の身体障害者等が取得する場合に限る。)で、局長が必要と認めるもの

(3) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車(前号に掲げるものを除く。)

(4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者が運転するために特別の仕様により製造され、若しくは構造変更がされた営業用の自動車(前2号に掲げるものを除く。)

(5) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急用自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

2 前項各号に該当する自動車に係る環境性能割の免除すべき税額は、同項第1号、第3号又は第5号に掲げる自動車にあつては当該自動車に係る環境性能割の全額とし、同項第2号に掲げる自動車にあつては当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円(当該自動車に身体障害者等の利用に供するため又は身体障害者が運転するための構造上の特別の仕様又は構造変更(以下この項において「身体障害者仕様等」という。)がある場合にあつては、250万円に身体障害者仕様等に要した金額を加算した額)に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額のいずれか少ない額とし、前項第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得価額のうち身体障害者仕様等に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第95条第1項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。この場合において、第1項第2号に掲げる自動車に係る環境性能割の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証を、併せて提示しなければならない。

(環境性能割の減免)

第99条 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの(以下この項において「被災自動車」という。)に代わるものと

局長が認める自動車（当該滅失又は損壊の日から1年以内に取得されたものに限る。以下この項において「代替自動車」という。）に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、申請により、環境性能割を軽減し、又は免除する。

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第95条第1項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

（種別割の税率）

第100条 種別割の税率は、別表第2に掲げる額とする。

（種別割の納期）

第101条 法第177条の9に規定する条例で定める納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第177条の10第4項ただし書の規定により種別割を課する場合における納期は、局長が定めるところによる。

（証紙等による種別割の徴収の方法）

第102条 法第177条の11第3項の規定により種別割を納付しようとする納税者は、法第177条の13第1項に規定する申告書に収納計器によって当該種別割額に相当する金額の表示（次項及び次条において「種別割納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

2 前項に規定する納税者が同項に規定する申告書に種別割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、種別割額に相当する現金を納付したときは、局長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって種別割納税証紙印に代えることができる。

（種別割納税証紙印の形式等）

第103条 種別割納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 種別割納税証紙印の取扱い及び始動票札については、第96条第2項から第5項まで及び第97条の規定を準用する。

（種別割の徴収の方法の特例）

第104条 局長は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第102条第1項に規定する申告書の提出を行う場合には、法第177条の11第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

（種別割の納税義務者の申告義務）

第105条 法第177条の13第1項に規定する条例で定める場合は、種別割を課されるべき事実が発生し、若しくは消滅した場合又は同項の規定により申告した事項に異動を生じた場合とする。

2 法第177条の13第1項の規定による申告は、種別割を課されるべき事実が発生し、若しくは消滅した日又は同項の規定により申告した事項に異動を生じた

日から15日以内（15日以内に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際）に行わなければならない。

（所有権留保付自動車に係る売主の報告義務）

第106条 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、局長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に、自動車の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地その他規則で定める事項を局長に報告しなければならない。

（中古商品自動車に対する種別割の減額）

第107条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（法第177条の8に規定する賦課期日をいう。第3項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下この項において「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法第4条の規定による登録（第3項及び次条において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する種別割については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る種別割額から当該種別割の年額の12分の3に相当する額を減額する。

- （1）申請日において申請者に係る種別割について滞納がないこと及び当該年度分の種別割（当該申請に係る中古商品自動車（次項及び第3項において「対象自動車」という。）に対して課されている種別割を含む。）が第101条の納期限内に納付されていること。
- （2）地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項の規定による通告処分を受けた者にあつては、申請日において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- （3）地方税に係る滞納処分を受けた者にあつては、申請日において、当該滞納処分を受けた日から2年を経過していること。

2 前項の規定により種別割額の減額を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、対象自動車の登録番号その他規則で定める事項を記載した申請書に主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車が商品自動車であることを証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

3 局長は、賦課期日後において、対象自動車について譲渡、登録の抹消等があった場合において、必要と認めるときは、申請者に対し、当該譲渡、登録の抹消等の事実があったことを証明する書類の提出を求めることができる。

（種別割の課税免除）

第108条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号の自動車にあつては、局長の承認を受けたものに限る。

- （1）登録を受けていない自動車
- （2）消防専用自動車及び救急専用自動車
- （3）私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校において専ら生徒の教育の用に供する自動車及び道路交通法（昭和35年法律第

105号) 第99条第1項に規定する指定自動車教習所において専ら教習の用に供する自動車

- 2 前項ただし書の規定により局長の承認を受けようとする者は、自動車の登録番号その他規則で定める事項を記載した申請書に専ら生徒の教育の用に供する自動車であることを証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。
- 3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さない。
 - (1) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
 - (2) 血液事業の用に供する自動車
 - (3) 救護資材の運搬の用に供する自動車
 - (4) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で局長の認めるもの
- 4 社会福祉法人恩賜財団済生会が所有するへき地巡回診療の用に供する自動車に対しては、種別割を課さない。
(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する種別割の課税免除)

第109条 局長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線（以下この項及び次項において「生活交通路線」という。）を運行する一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により種別割を免除する。

- 2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、免除を受けようとする一般乗合用バスの総車両数その他規則で定める事項を記載した申請書に申請に係る一般乗合用バスが主として生活交通路線を運行することを証明する書類その他規則で定める書類を添付して、局長に提出しなければならない。
(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第110条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により種別割の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の種別割の減免を受けた者又はこの条の規定により種別割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者を除く。）が当該減免又は免除を受けた年度に種別割を課される場合については、この限りでない。

- (1) 身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等が運転するもの
 - (2) 身体障害者等が所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの
 - (3) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの
- 2 前項に該当する自動車に係る種別割の免除すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 当該自動車に係る種別割の税率が年額43,500円以下のもの 当該自動車に係る種別割の全額

(2) 当該自動車に係る種別割の税率が年額43,500円を超えるもの 43,500円（法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって種別割を課す場合にあっては、規則で定める額）

3 第1項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び使用目的並びに自動車検査証の有効期間の満了する日その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

（身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の課税免除）

第111条 局長は、第98条第1項第3号に掲げる自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により種別割を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車体番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

（社会福祉事業等の用に供する自動車に対する種別割の課税免除）

第112条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により種別割を免除する。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業を経営する社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの

(3) 社会福祉法人である社会福祉協議会が所有する自動車で援護又は更生を要する者の援助の用に供するもの

(4) 社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会が所有する自動車で視覚障害者の援護及び更生の用に供するもの

(5) 公益財団法人岩手県予防医学協会が所有する自動車で巡回診療の用に供するもの

(6) 公益財団法人岩手県対がん協会が所有する自動車で巡回診療の用に供するもの

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車体番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

（種別割の軽減）

第113条 局長は、種別割の納税義務者が災害により自動車に損害を受けた場合であつて、当該損害に係る修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべ

き金額を除く。以下この項において「修繕費」という。)が20万円以上であるときは、当該災害を受けた日の属する年度分の種別割の税額について、次の表の左欄に掲げる修繕費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減する。

修繕費	軽減の割合
20万円以上25万円未満	10分の3
25万円以上30万円未満	10分の4
30万円以上	10分の5

2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、災害を受けた日から60日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(種別割に係る証明書の交付)

第114条 第5条第3項に規定する広域振興局長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

第9節 鉦区税

(鉦区税の賦課徴収)

第115条 鉦区税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

(1) 課税客体及び課税標準 法第178条

(2) 税率 法第180条

(鉦区税の納期)

第116条 法第182条に規定する条例で定める納期は、5月15日から同月31日までとする。

(鉦区税の納税義務者の申告義務)

第117条 鉦区税の納税義務者は、鉦区税を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合においては、その発生し、又は消滅した日から10日以内に、申告書を局長に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

2 法第185条に規定する条例で定める事項は、鉦区の所在地その他規則で定める事項とする。

(鉦区税に係る証明書の交付)

第118条 局長は、鉦業法(昭和25年法律第289号)の規定による申請、出願等に添付する目的で鉦区税を滞納していないこと又は鉦区税を滞納していることが

天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書の交付の請求があったときは、その旨を証する証明書を当該請求をした者に交付するものとする。

第10節 固定資産税

(固定資産税の賦課徴収)

第119条 固定資産税の課税客体及び課税標準については、この条例に定めるもののほか、法第740条の規定その他の法令の定めるところによる。

2 固定資産税の税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令の定めるところによる。

(固定資産税の税率)

第120条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の納期)

第121条 法第745条第1項において読み替えて準用する法第362条第1項に規定する条例で定める納期は、次のとおりとする。

第1期 4月15日から同月30日まで

第2期 7月15日から同月31日まで

第3期 12月15日から同月31日まで

第4期 2月15日から同月末日まで

第3章 目的税

(狩猟税の賦課徴収)

第122条 狩猟税の課税客体、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

(1) 課税客体 法第700条の51

(2) 税率 法第700条の52

(狩猟税の徴収の方法)

第123条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。

2 局長は、法第700条の52第1項第2号又は第4号に規定する税率により徴収した狩猟税について同項第1号又は第3号に規定する税率により狩猟税を徴収すべきこととなった場合その他特に必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によることができる。この場合において、その納期は、局長が定めるところによる。

(狩猟税の賦課期日)

第124条 法第700条の53に規定する条例で定める賦課期日は、狩猟者の登録を受ける日とする。

(狩猟税の申告)

第125条 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を申請する際、局長に申告書を提出しなければならない。

2 法第700条の56に規定する条例で定める事項は、狩猟免許の種別及び狩猟をする場所その他規則で定める事項とする。

3 第1項の場合において、納税義務者が法第700条の52第1項第2号又は第4号の規定の適用を受けようとするときは、第1項の申告書に当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないことを証明する書類を添付しなければならない。

(狩猟税の納付の方法等)

第126条 狩猟税の納税義務者は、狩猟税をその納付すべき税額に相当する額の岩手県収入証紙を前条第1項の申告書に貼ることにより納付しなければならない。

2 前項の岩手県収入証紙の取扱い等については、岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(岩手県県税条例の廃止)

第2条 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）は、廃止する。

(旧条例の規定により課し、又は課すべきであった県税の取扱い)

第3条 この条例の施行前に前条の規定による廃止前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）の規定により課し、又は課すべきであった県税については、この条例に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(災害等による期限の延長に関する経過措置)

第4条 第16条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる期限の延長の申請について適用し、施行日前にされた期限の延長の申請については、なお従前の例による。

(不動産取得税の減免に関する経過措置)

第5条 第66条第3項の規定は、施行日以後に賦課される不動産取得税について適用し、施行日前に賦課された不動産取得税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税の帳簿の電磁的記録による保存等に関する経過措置)

第6条 第79条及び第80条第1項の規定は、施行日以後に備付けを開始する第78条の帳簿について適用する。

2 第80条第2項の規定は、施行日以後に保存が行われる第78条の帳簿について適用する。

(軽油引取税に係る免税軽油の引取りに関する経過措置)

第7条 第87条の規定は、施行日以後の同条に規定する免税軽油の引取りから適用し、施行日前の同条に規定する免税軽油の引取りについては、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第8条 旧条例の規定により知事又は広域振興局長（以下この条において「知事等」という。）がした処分、手続その他の行為及び知事等に対してされた申請、届出その他の行為は、この条例の相当規定に基づいて知事等がした処分、手続その他の行為及び知事等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為及び附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(個人の均等割の税率の特例)

第10条 令和4年度及び令和5年度の各年度分の個人の均等割の税率は、第30条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第11条 法附則第60条第1項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

(法人税割の税率の特例)

第12条 施行日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第33条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人等に対する法人税割の不均一課税)

第13条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第24条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの（受託法人（法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。別表第1において同じ。）の受託者である法人（同項において法人とみなされるものを含む。））について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する信託資産等が帰属する者として法第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。）を除く。）に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の現況によるものとする。

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県にわたって事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税

額が年1,000万円以下であることの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度又は当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 法人税法第72条第1項の規定の適用を受ける法人の同法第71条第1項に規定する中間申告書を提出する場合における第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「500万円」とする。

6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項若しくは同法第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分又は前連結事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

7 第4項及び前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（法人の事業税の税率の特例）

第14条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第43条第1項第2号の表中

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

」

とあるのは

「

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

」

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

（地方消費税の課税地の特例）

第15条 地方消費税の譲渡割の課税地は、当分の間、別表第1の規定にかかわらず、盛岡市とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第16条 施行日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第57条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除)

第17条 局長は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下この項において「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この項において「旧特区法」という。）第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した旧特区法第46条第1項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地の所有者が、当該土地を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が施行日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。

2 前項の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める申請書に同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免)

第18条 局長は、東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（法第73条の14第6項に規定する公共事業に限る。）の用に供するため、不動産を収用されて補償金を受けた者、当該復興整備事業を行う者に当該復興整備事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは当該復興整備事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に当該復興整備事業の用に供されることが確実であると認められるものとして同項の政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年を経過する日後に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項及び第3項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと局長が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、同条第6項の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に第57条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による減免の申請について準用する。

3 平成23年12月26日から令和6年3月31日までの間に被収用不動産等を収用され、又は譲渡した場合において、第1項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち法附則第11条の5

第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

4 第1項の規定により局長が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第1項又は前項の規定の適用については、これらの規定中「固定資産評価基準」とあるのは、「固定資産評価基準及び法附則第17条の2第1項に規定する修正基準」とする。

(環境性能割の非課税に係るバス路線)

第19条 法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線とする。

(種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。同条において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において同じ。))並びに自家用の乗用車(特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。第4項において同じ。))、一般乗合用バス等(第109条第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。))の通園の用に供するバスをいう。附則別表第1及び別表第2において同じ。))及び被けん引自動車を除く。))に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、同表の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に定める税率とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成22年3月31日までに最初の第95条第3項第2号に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。))その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課

税率(1)の欄に定める税率とする。

- (1) 電気自動車
 - (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの(第5項において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び第5項において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの
 - (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
 - (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの
 - (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの
 - (6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(第5項及び第6項において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(第5項及び第6項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車
- 3 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(2)の欄に定める税率とする。
- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるもの
 - (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排

出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等（自家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下同じ。）に対して課する種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(1)の欄に定める税率とする。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(1)の欄に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第5項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車（特種用途車を含む。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第5号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第6号の総務省令で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する種別割の税率については、当該営業用の乗用車が令

和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(2)の欄に定める税率とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第1号の総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第2号の総務省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第3号の総務省令で定めるもの

第21条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）（表4の項の改正部分に限る。）による改正前の岩手県県税条例（以下この項及び次条において「平成28年改正前の岩手県県税条例」という。）第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率については、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第2の自家用の乗用車等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率(1)の欄に定める税率とする。

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第2の自家用の乗用車等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率(2)の欄に定める税率とする。

第22条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であって平成28年改正前の岩手県県税条例第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車

税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の自動車であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものについての第110条第2項の規定の適用については、同項中「43,500円」とあるのは、「45,000円」とする。

附則別表第1 (附則第20条関係)

自動車の区分		税率 (年額)					
		重課税率		軽課税率(1)		軽課税率(2)	
		営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用
乗用車 (三輪の小型自動車であるものを除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	円 8,600	円	円 2,000	円 6,500	円 4,000	円 12,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700		2,500	8,000	4,500	15,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900		2,500	9,000	5,000	18,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800		3,500	11,000	7,000	22,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000		4,000	12,500	8,000	25,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500		4,500	14,500	9,000	28,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500		5,500	16,500	10,500	33,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100		6,000	19,000	12,000	38,000
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200		7,000	22,000	14,000	43,500
	総排気量が6リットルを超えるもの	46,800		10,500	27,500	20,500	55,000
	電気を動力源とするもの			2,000	6,500	4,000	12,500
トラック (三輪の小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)	最大積載量が1トン以下のもの	7,100	8,800	2,000	2,000	3,500	4,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900	12,600	2,500	3,000	4,500	6,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200	17,600	3,000	4,000	6,000	8,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500	22,500	4,000	5,500	7,500	10,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300	28,000	5,000	6,500	9,500	13,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200	33,000	5,500	7,500	11,000	15,000
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000	38,500	6,500	9,000	13,000	17,500

		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400	44,500	7,500	10,500	15,000	20,500
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額
バス	一般乗合用バス等	乗車定員が30人以下のもの			3,000		6,000	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの			4,000		7,500	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの			4,500		9,000	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの			5,000		10,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの			6,000		11,500	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの			6,500		13,000	
		乗車定員が80人を超えるもの			7,500		14,500	
	その他	乗車定員が30人以下のもの	29,100	36,300	7,000	8,500	13,500	16,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200	45,100	8,000	10,500	16,000	20,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800	53,900	9,500	12,500	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400	62,700	11,000	14,500	22,000	28,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500	72,000	13,000	16,500	25,500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700	81,400	14,500	18,500	28,500	37,000
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400	91,300	16,000	21,000	32,000	41,500
三輪の小型自動車			5,100	6,900	1,500	1,500	2,500	3,000

けん引自動車		小型自動車であるもの	8,200	11,200	2,000	3,000	4,000	5,500
		普通自動車であるもの	16,600	22,600	4,000	5,500	8,000	10,500
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	6,900		1,500	5,000	3,000	10,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	7,800		2,000	6,500	3,500	12,500
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	8,700		2,000	7,500	4,000	14,500
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	12,600		3,000	9,000	5,500	17,500
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	14,300		3,500	10,000	6,500	20,000
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	16,400		4,000	11,500	7,500	23,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	18,800		4,500	13,500	8,500	26,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	21,600		5,000	15,500	9,500	30,500
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	24,900		5,500	17,500	11,000	35,000
		総排気量が6リットルを超えるもの	37,300		8,500	22,000	16,500	44,000
		電気を動力源とするもの			1,500	5,000	3,000	10,000
		トラックに属するもの		トラックの款に定める区分に応じた税率				
バスに属するもの		バスの款に定める区分に応じた税率						
三輪の小型自動車に属するもの		三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率						
けん引自動車に属するもの		けん引自動車の款に定める区分に応じた税率						
霊きゆう車	乗車定員が3人以下のもの	7,400		2,000		3,500		
	乗車定員が3人を超え10人以下のもの	11,700		2,500		5,500		
	乗車定員が10人を超えるもの	13,200		3,000		6,000		
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの				5,000		10,000	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの				6,500		12,500	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの				7,500		14,500	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの				9,000		17,500	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの				10,000		20,000	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの				11,500		23,000	

		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの			13,500	26,500		
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの			15,500	30,500		
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの			17,500	35,000		
		総排気量が6リットルを超えるもの			22,000	44,000		
		電気を動力源とするもの			5,000	10,000		
	その他	車両重量が5トン以下のもの	9,900	12,600	2,500	3,000	4,500	6,000
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	20,300	28,000	5,000	6,500	9,500	13,000
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	32,400	44,500	7,500	10,500	15,000	20,500
		車両重量が15トンを超えるもの	47,900	65,300	11,000	15,000	22,000	30,000

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、この表の重課税率の欄の税率の適用がある自動車にあっては次の表の重課税率の欄に掲げる年額を、この表の軽課税率(1)の欄の税率の適用がある自動車にあっては次の表の軽課税率(1)の欄に掲げる年額を、この表の軽課税率(2)の欄の税率の適用がある自動車にあっては次の表の軽課税率(2)の欄に掲げる年額をそれぞれ加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）					
	重課税率		軽課税率(1)		軽課税率(2)	
	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 4,100	円 5,700	円 1,000	円 1,300	円 1,800	円 2,600
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200	6,900	1,200	1,600	2,300	3,200
総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900	8,800	1,600	2,000	3,200	4,000
電気を動力源とするもの			1,000	1,300	1,800	2,600

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにおいては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

附則別表第2（附則第21条関係）

自家用の乗用車等の区分		税率（年額）		
		重課税率（1）	重課税率（2）	
乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 29,500	円 33,900	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500	39,600	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500	45,400	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000	51,700	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000	58,600	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000	66,700	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500	76,400	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500	87,900	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000	101,200	
	総排気量が6リットルを超えるもの	111,000	127,600	
	電気を動力源とするもの	29,500		
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	23,600	27,100
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600	31,700
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600	36,300
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000	41,400
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800	46,900
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400	53,300
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200	61,100
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200	70,300
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400	80,900
		総排気量が6リットルを超えるもの	88,800	102,100
	電気を動力源とするもの	23,600		
キャンペン	総排気量が1リットル以下のもの	23,600	27,100	

グ車	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600	31,700
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600	36,300
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000	41,400
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800	46,900
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400	53,300
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200	61,100
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200	70,300
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400	80,900
	総排気量が6リットルを超えるもの	88,800	102,100
	電気を動力源とするもの	23,600	

備考 自家用の乗用車等でロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

別表第1（第9条関係）

税目		課税地	
県民税	均等割	個人	住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地
		法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この表において同じ。）	事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この表において「寮等」という。）の所在地（当該事務所、事業所又は寮等が2以上ある場合にあつては、主たるものの所在地）
	所得割		住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地
	法人税割	法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人	事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が2以上ある場合にあつては、主たるものの所在地）
		法人等	事務所、事業所又は寮等の所在地（当該事務所、事業所又は寮等が2以上ある場合にあつては、主たるものの所在地）
利子割、配当割及び株式等譲渡所得割		盛岡市	
事業税		事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が2以上ある場合に	

		あつては、主たるものの所在地)	
地方消費税	譲渡割	法第72条の78第2項各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所	
	貨物割	盛岡市	
不動産取得税		不動産の所在地	
県たばこ税		盛岡市	
ゴルフ場利用税		ゴルフ場の所在地	
軽油引取税	特約業者又は元売業者で、県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有するものの場合	事務所又は事業所の所在地（自ら消費する場合又は法第144条の2第3項に規定する炭化水素油で軽油若しくは同項に規定する揮発油以外のものを自動車の内燃機関の燃料として販売する場合にあつては、当該消費又は販売について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地）	
	特約業者又は元売業者で、県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有しないもの場合	盛岡市	
	上記以外の場合	規則で定める場所	
自動車税	環境性能割	東北運輸局岩手運輸支局の所在地	
	種別割	証紙徴収又は第104条の方法による場合	東北運輸局岩手運輸支局の所在地
		普通徴収の方法による場合	自動車の所有者（当該所有者が法第146条第3項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、自動車の使用者）の住所地又は所在地（当該住所地又は所在地が県外にある場合にあつては、盛岡市）
鉾区税		鉾区の所在地	
固定資産税		償却資産の所在地	
狩猟税		狩猟者の登録を受ける場所の所在地	

別表第2（第100条関係）

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動 総排気量が1リットル以下のもの	円	円

車であるものを除く。)			7,500	25,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500	30,500
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500	36,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800	43,500
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700	50,000
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900	57,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500	65,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600	75,500
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200	87,000
		総排気量が6リットルを超えるもの	40,700	110,000
		電気を動力源とするもの	7,500	25,000
トラック（三輪の小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）		最大積載量が1トン以下のもの	6,500	8,000
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000	11,500
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000	16,000
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000	20,500
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	18,500	25,500
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	22,000	30,000
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	25,500	35,000
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	29,500	40,500
		最大積載量が8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額
バス	一般乗合用バス等	乗車定員が30人以下のもの	12,000	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	14,500	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	17,500	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	20,000	

		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	22,500	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	25,500	
		乗車定員が80人を超えるもの	29,000	
	その他	乗車定員が30人以下のもの	26,500	33,000
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	32,000	41,000
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	38,000	49,000
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000	57,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	50,500	65,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	57,000	74,000
		乗車定員が80人を超えるもの	64,000	83,000
三輪の小型自動車			4,500	6,000
けん引自動車	小型自動車であるもの		7,500	10,200
	普通自動車であるもの		15,100	20,600
被けん引自動車	小型自動車であるもの		3,900	5,300
	普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの		7,500	10,200
	最大積載量が8トンを超えるもの		7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額	10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	6,000	20,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,800	24,400
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	7,600	28,800
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	11,000	34,800
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	12,500	40,000
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	14,300	45,600
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	16,400	52,400
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	18,800	60,400

	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		21,700	69,600	
	総排気量が6リットルを超えるもの		32,500	88,000	
	電気を動力源とするもの		6,000	20,000	
トラックに属するもの		トラックの款に定める区分に応じた税率			
バスに属するもの		バスの款に定める区分に応じた税率			
三輪の小型自動車に属するもの		三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率			
けん引自動車に属するもの		けん引自動車の款に定める区分に応じた税率			
被けん引自動車に属するもの	小型自動車	被けん引自動車の款に定める区分に応じた税率			
	普通自動車	最大積載量の定めがあるもの			
		最大積載量の定めがないもの	車両重量が5トン以下のもの	7,500	10,200
			車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	15,100	20,400
			車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	22,700	30,600
車両重量が15トンを超えるもの	30,300		40,800		
霊きゆう車	乗車定員が3人以下のもの		6,500		
	乗車定員が3人を超え10人以下のもの		10,200		
	乗車定員が10人を超えるもの		12,000		
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの			20,000	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの			24,400	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの			28,800	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの			34,800	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの			40,000	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの			45,600	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの			52,400	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの			60,400	

その他	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		69,600
	総排気量が6リットルを超えるもの		88,000
	電気を動力源とするもの		20,000
	車両重量が5トン以下のもの	9,000	11,500
	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	18,500	25,500
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	29,500	40,500
	車両重量が15トンを超えるもの	43,600	59,400

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 3,700	円 5,200
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,700	6,300
総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300	8,000
電気を動力源とするもの	3,700	5,200

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）でロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$